

平成28年1月15日

平成27年度 第4回 山梨県消費生活審議会 議事録

(山梨県消費者教育推進地域協議会)

日 時 平成27年12月18日(金) 午後2時～3時10分

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者(敬称略)

[委 員] 飯窪委員、今村委員、神山委員、込山委員、杉本委員、高村委員、原田委員、
舟久保委員、古屋(和)委員、星委員、松土委員、三澤委員、山本委員、渡辺委員
以上14名(50音順)

[事務局] 企画県民部 渡辺理事
消費生活安全課 杉田課長、丸山総括課長補佐、小林課長補佐、武井副主幹、
萩原主任、三澤主事
県民生活センター 大堀所長、小池主査
以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所理財課 黒柳課長

傍聴者数 1名

会議次第

- 1 開 会
- 2 企画県民部理事挨拶
- 3 議事
(1) 山梨県消費者基本計画(仮称)の策定について
(2) その他
- 4 閉 会

【議 事】

(議長) それでは、山梨県消費者基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料により説明

(議長) ありがとうございました。

ほかのところにもあるかもしれないが、37頁の「金融経済教育」の(こめじるし)は、「注記」又は「注」としたほうがよいのではないか。

(事務局) わかりました。「注」とします。

(議長) それでは、今事務局から、条例改正、素案、素案の概要について、詳細な説明がありました。皆様のご意見を賜りながら、素案を仕上げていたいと考えています。

何か、ご意見、ご指摘、ご質問ございますか。

(委員) 素案の概要について、2つ質問をさせていただきます。まず、素案の概要の「計画の数値目標」の「7 消費生活相談員の有資格者率」の算出方法です。基本計画の素案8ページに、「消費生活相談員の民間資格保有率が66.7%」とあります。市町村の消費生活相談員すべて合わせて資格保有率66.7%と算出されるのでしょうか。素案の概要の「2 消費者行政を取り巻く現状と課題」の「2 相談体制等」では、「県民生活センター 消費生活相談員10名(有資格者7名)」と書いてあります。これより算出すると「有資格率70%」となります。有資格率66.7%の算出はどのようにしたのでしょうか。消費生活相談員が何人いて、そのうち何人が有資格者なのか根拠を書いて、66.7%としたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

(事務局) 消費生活相談員は、県に10名います。それから、市町村に11名います。そのうち有資格者は、県が7名、市町村が7名、合わせて、14名で、21分の14ということで、66.7%となります。概要の8ページでは「県内における」と記載しており、県と市町村を合わせて、消費生活相談員の有資格者が、66.7%ということです。

(委員) 算出方法は、わかりました。

国民生活センターの消費生活専門相談員資格試験の合格者については、12月上旬に本人に通知されます。1月中旬には、国民生活センターから、山梨県の合格者が何名と発表されます。数値目標の現状には、27年4月1日現在の有資格者率が出ていますが、有資格率が上がっていると思うので、なるべく新しい数値を載せたほうがよいのではないかと思います。

それから、その有資格者の32年度の目標値が「75%以上」とあります。これは前回、説明がありました、概要にある「国の消費者行政強化作戦」に基づく数値ですが、今、消費者庁のWebでは、日本地図が掲載され都道府県の達成状況が出ており、達成率の非常に低い県は「赤」、低いところは「黄色」と色が付いています。概要に国の目標や本県の達成率が記載されていますが、山梨県の現状は、「赤」や「黄色」で低い状況です。

消費生活相談員の有資格者率については、素案の7ページに消費生活相談員について掲載されていますが、消費者安全法第10条の3で、「消費生活相談員は資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事が認める者」と書いてあります。相談員は専門性が求められる仕事ですので、それに対する資格というのは、とても重要です。国の目標の「75%以上」をそのまま県の目標としていいのか、もう少し高くてもよいのではないのでしょうか。現在の取得率がもう少し上がるのではと思いますので、例えば「80%以上」とか、目標を少しあげてもよいのではないのでしょうか。

(事務局) 資格保有率66.7%というのは、全国で比べておりまして、27年4月1日現在の数

値が公表されたのが、11月でありまして、それで、前回の審議会では、26年4月1日現在の数値を示させていただきました。現在配置されている相談員の資格保有率がわかるのは、はやくとも来年の11月になると思います。全国と比較しないと行かないので、この数値を使わせていただくのが一番よいのではないかと。

もうひとつの、75%が低いということですが、今も山梨県は全国に比べ低い状況で、国では平均が70%を超えている状況でありますので、国の目標を達成することを第一段階、5年間の目標とさせていただきたい。それは、センターの設置率や相談員の配置率も全国平均よりも低いので、これらも含め、国の目標を達成することを県の目標としているので、同じような考え方で、ここも75%とさせていただきたい。

(委員)では目標は75%ということですね。確かに、山梨県は全国に比べて低い状況ですが、例えばその下の「研修参加率」ですが、山梨県は前年度、80%未満で全国の下から5県の中に入っていました。それが今年度になって、努力により研修率が上がって85.7%となりました。国の目標通りに4年かかって達成するのではなく、なるべく早く目標を達成できるようにしていただきたいです。

話は戻りますが、本県の有資格者率の現状の数値は今いくつなのか、情報は集まっていないのでしょうか。

(事務局)集まっていません。

(委員)問い合わせると、分かると思います。もし上がっていたら、その数字を現状のところに入れればよいと思います。ほかの数値目標も現状が26年度となっておりますが、27年度の数値が出せるのであれば、消費者基本計画は28年度からなので、数値を更新していただければと思います。

(事務局)現状数値というのは、基準値となりまして、年間で比較しなければならない数値は、3月まで数値がでてこないもので、そうするとある項目は26年度、ある項目は27年度となりますと、できればスタートラインは統一したいと思います。事務局としますと、一番新しい数値を使ったつもりですので、これを基準値とさせていただきたい。

(委員)消費生活相談員の研修参加率についても、27年4月1日現在の数値を入れるのはいかがでしょうか。

(事務局)研修というのは、26年度、つまり、27年3月までの数値ですので、27年4月1日と書いても構わないかもしれませんが、26年度の実績ということになります。ある一時点を見る項目、例えば、センターの設置や相談員の配置は、その時点での数値として27年4月1日で書かせていただいています。その他は、26年度の数値として書かせていただいています。

(委員)わかりました。

もう1つの質問ですが、計画の数値目標の「消費者教育の推進」の「10 県民生活センターによる消費生活に関する出前講座の実施」のこととなります。これは、「現状」と「目標」の数値が同じとなっていますが、これを上げることはできないのでしょうか。他の県の計画では「受講者数」を目標数値としているところもあります。受講者数とすると、目標の数値を上げることができるのではと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)ここ数年の実績は、年間120件程度、多い年で150件というときもありましたが、消費者教育の推進という中で出前講座の比重が大きすぎるということを懸念している。120件で1万人の参加者という現状ですが、これを上げていくということになると、今いるスタッフを総動員しないと無理である。現状でも、団体へのPRや講座内容の選定、資料づくりなどにかかなりの時間を掛けている。120件はかなり高い数値と考えており、この高い水準の維持を目標としながら、なおかつ、別の方向にも進んでいくこととしたいということです。

(委員)現状維持が目標であることを理解しました。

(議長)県として、32年度の目標はこれでいいと思うのですが、委員のご指摘にもありましたが、山梨県が、全国でどのくらいに位置しているのか、比較できないか。

(事務局)目標値の全国数値ですが、いくつかは可能だと思います。というのは、国の強化作戦で目標数値がきまっているのは、全国平均がどのくらいかはわかりますし、順位もわかりますが、その他、独自で目標数値を定めているものは、全国的な統計数字があるかということ、ないものが多いと思います。他の県がどうなっているかというのは、調べなければわかりませんので、できれば来年度の進捗報告の際に、分かる範囲で説明するというので、今回の計画では、国の強化作戦の目標数値など分かる項目については、概要の中に全国平均や本県の順位などを記載させていただきたい。

(議長)出前講座の実績なども評価できるのであれば、記載したらどうでしょうか。

(事務局)本文に記載するのか概要に記載するか検討します。

(委員)一点確認なのですが、消費生活条例の改正について、これまでの「消費生活相談員」を来年の4月1日から「消費生活協力員」と改称するとの説明があったが、この計画が公表されるのは、来年3月末なので、公表後、すぐに「相談員」から「協力員」に変更するという時間差があるが、「新協力員」などの標記が分かりやすいのではないのでしょうか。

(事務局)基本計画が4月からなので、素案の本文は全て「消費生活協力員」で統一してありますので、混乱はないと思います。

(委員)今までの相談員の名称を変更して、「相談員」と「協力員」に整理する、市町村でも委嘱する相談員もあり、県で委嘱する相談員もいるが、「協力員」は資格がなくてもできるのでしょうか。

(事務局)これまで、(知事が委嘱していた)消費生活相談員が「消費生活協力員」となる。現在、知事が委嘱する85名の消費生活相談員(の任期)は3月まで、「消費生活協力員」は資格は必要ない。

(委員)素案の中には、英語をカタカナに直して使用しているものがあるが、通常では、英単語が2つであれば、「・(ナカポツ)」で区切るなどしている。固有名詞化しているものはよいが、例えば、22ページの「リスクコミュニケーション」や41ページの「イメージマップ」などは、「・(ナカポツ)」にしたほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局)基本的には、委員のご指摘のとおりだと思います。しかし、国の計画などで、「・(ナカポツ)」を使っていない場合は、この計画でも同様に、また、事業課において「事業名」をどのようにしているかによるが、意味が通じるのであれば、このままでお願いしたい。

(議長)他にご指摘等ありますか。

それでは、修正が必要な箇所がありますので、事務局で修正のうえ、私が確認するということよろしいでしょうか。

(議長)次に、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局から、パグリックコメントなどの予定など説明
(今後の軽微な修正等については、会長と事務局に一任)

(議長)ありがとうございました。

今の説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございますか。

(議長)その他、何かありますか。

(議長)それでは、本日本日予定した議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。